

みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設基幹的設備改良工事 発注支援業務仕様書

1. 目的

本業務は、佐野市が発注するみかもクリーンセンターごみ焼却処理施設基幹的設備改良工事に関連する一連の作業を適正かつ効率的に実施するため、工事の設計及び施工に関する基本的要件を定め、プラントメーカーから見積を徴収するための見積仕様書を作成する。また、見積仕様書に基づきプラントメーカーから提出された見積設計図書について、その内容が見積仕様書並びに発注者の意向に沿ったものであるか審査を行い、入札用の発注仕様書を作成することを目的とする。

2. 業務名称

みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設基幹的設備改良工事発注支援業務

3. 施設概要

1) 場所

佐野市町谷町 2 0 6 - 1 3

2) 概要

(1) 焼却炉

①形	式	流動床式ガス化溶融炉
②規	模	128t/日(64t/24h×2炉)

(2) ボイラ

①形	式	自然循環式ボイラ
----	---	----------

4. 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 0 日

5. 業務内容

1) 見積仕様書の作成

(1) 基本的事項の検討

長寿命化計画に基づき、整備する施設の基本的な以下の事項について明示する。

- ①計画ごみ処理量
- ②計画ごみ質
- ③公害防止対策、CO₂削減対策等
- ④関連設備計画（必要に応じて）
- ⑤処理工程概要

(2) 見積仕様書の作成

プラントメーカーに工事発注するために必要な以下の項目について、施設の基本的要件及び基本的仕様を定める。

①総則

工事計画の概要及び建設工事に関する基本的な考え方を示すとともに、設計上考慮すべき保証事項、工事範囲及び提出図書等について明示する。

②各設備の仕様

工事を行う機械設備及び電気設備について、設備毎にその概要、改良範囲及び設計上留意すべき事項等を示す。

③土木・建築設備

上記機械設備及び電気設備の施工に伴い必要となる建築物に関する開口、復旧及び新規の工事等について、その概要、設計及び施工にあたって配慮すべき事項等を示すとともに、建築設備の概要、種類、規模及び工事の範囲等を示す。

④その他

工事発注に伴って添付する必要がある資料等について調整を行う。

- ・既存設備の全体配置図及び動線計画図
- ・既存施設の各階機器平面配置図
- ・既存設備の処理工程図

2) 見積設計図書の審査

見積仕様書に基づきプラントメーカー（5社）が作成する見積設計図書について、発注者の要求条件を満足しているか、必要な工事内容が記載されているか等について検討し、必要に応じて改善指示を行う。

(1) 総則の検討

見積設計図書の総則の記載内容が見積仕様書で求める発注者の要求内容を満足していることを確認する。

(2) 設計計算書の検討

プラントメーカーから提示された設計計算書の内容を確認し、発注者の要求する工事内容を満足する計画になっていることを確認する。

(3) 機械設備及び電気・計装設備工事仕様の検討

見積設計図書の機械設備及び電気・計装工事仕様の記載内容が見積仕様書で求める発注者の要求内容を満足していることを確認する。

(4) 土木・建築工事仕様の検討

見積設計図書の土木・建築工事仕様の記載内容が見積仕様書で求める発注者の要求内容を満足していることを確認する。

(5) 工事計画の検討

プラントメーカーから提示された工事図面、工事工程、工事方法等の計画が実現可能なものであることを確認する。

(6) 検討結果の報告及び改善指示

検討結果を発注者に報告するとともに、必要に応じてプラントメーカーへの改善指示をまとめる。また、改善指示に対するプラントメーカーの対応が適切であることを確認し、発注者に報告する。

3) 発注仕様書の作成

見積設計図書審査結果を踏まえて、発注仕様書の作成を行う。

4) 費用対効果分析

「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について」平成 12 年 3 月 10 日付け衛環第 18 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知に基づき、本計画に沿って事業を実施する場合の費用対効果分析を行う。

6. 管理技術者の選任

受託者は、本業務において、管理技術者を選任し、本市に通知するものとする。

1) 管理技術者は、本業務に関する管理を行うものとする。

2) 管理技術者は、技術士法で定める技術士（総合監理部門又は衛生工学部門の廃棄物管理）の資格を有し、本業務と同種業務及びごみ焼却処理施設基幹的設備改良工事における長寿命化総合計画策定業務をそれぞれ 1 件以上担当技術者として実施し、完了した経験を有する者とする。

3) 管理技術者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が 6 か月以上経過していること）にある者とする。

7. 協議、打合せ及び議事録の作成

協議、打合せには業務責任者及び管理技術者が必ず出席するものとする。また、協議及び打合せの都度、その内容を記録した議事録を作成し、本市に提出して承認を受けなければならない。

8. 成果品

1) 見積仕様書（簡易製本 A4 版）	5 部
2) 見積設計図書審査結果報告書（簡易製本 A4 版）	3 部
3) 発注仕様書（簡易製本 A4 版）	5 部
4) 費用対効果分析結果（簡易製本 A4 判）	3 部
5) 打合せ記録	1 部
6) 上記の電子ファイルをまとめたもの（CD-R 等）	1 部

以上